

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H30.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき 負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 H30.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 H30.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,700,467,316円 + ●支援機関事務費 37,359,722円 = 合計 3,737,827,038円	- 212,167,927円	①H30.1月分 275,103,877円 ② H30.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,383,059,417円 (1.13519347円 × 1,218,346,875番号)	= 1,867,495,817円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、H30.7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F×D東÷D=NTT東日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D東 H30.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) H30.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,867,495,817円		3,299,350,236円

= 1.13203854 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H30.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 H30.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H30.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 2,819,068,631円 + ●支援機関事務費 28,461,168円 = 合計 2,847,529,799円 	152,463,002円	<ul style="list-style-type: none"> ① H30.1月分 209,578,045円 ② H30.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,053,634,333円 (0.86480653円 × 1,218,346,875番号) 	1,431,854,419円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、H30.7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D西 H30.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) H30.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,431,854,419円		3,299,350,236円

= 0.86796146 円